

コンクリート擁壁の倒壊

業種：土木工事業
被災：死亡1名

厚生労働省安全課

1. 災害発生状況

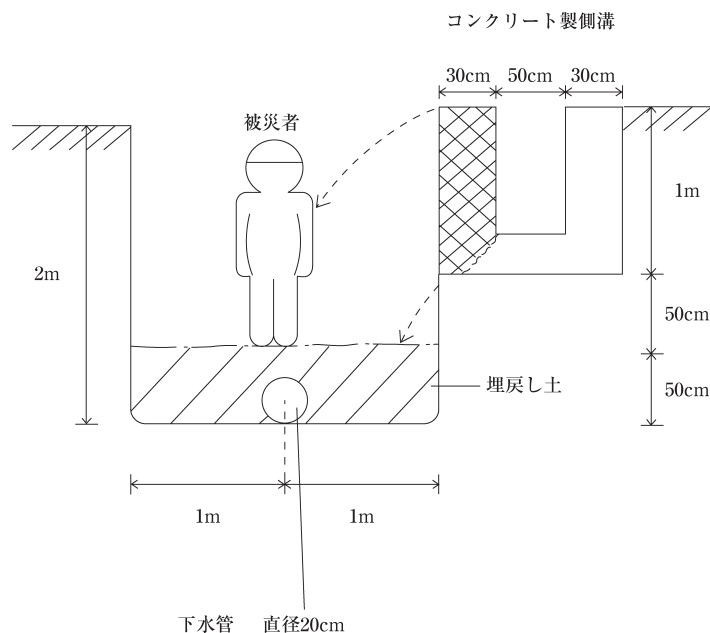
本災害は、道路下に下水管を埋設した後、同道路に沿って設置されていたコンクリート製側溝の撤去工事中、コンクリート製側溝が倒壊したものである。

災害発生場所では、高さ約1m、厚さ約30cmのコンクリート製側溝が設けられていたが、前日までの作業で、このコンクリート製側溝に沿ってドラグ・ショベルにより幅約2m、長さ4mの区間について深さ約2m掘削するとともに、コンクリート製側溝を撤去しやすいように約1mの長さで切断していた。このため、倒壊したコンクリート製側溝は、その前後の側溝と構造的に独立していた。

災害発生当日、被災者たちは、朝から、土止め支保工を設置する等土砂崩壊やコンクリート製側溝の落下を防止する対策を何ら講じられることなく、前日までに掘削した溝に入り、下水管を所定の位置に埋設するため、敷設する掘削面を整地し、引き続き、所定の位置に下水管（直径約20cm）を敷設した。下水管の敷設を終了した後、被災者らはドラグ・シャベルにて土砂の埋戻し作業を開始した。

この作業中、埋め戻した土の状態を確認するために、被災者が当該掘削箇所に下りたところ、突然、コンクリート製側溝が倒壊し、被災者はコンクリート製側溝と埋め戻し面との間に挟まれた。

なお、作業の開始に当たっては、土止め支保工



災害事例

高圧室内作業に従事して2日目（現場入場4日目）、被災者は午後4時から0.24メガパスカルに加圧された作業室内でケーソンショベルの運転を行い、予定の作業を4時間で終え、気閘室での2時間程の減圧の後に午後10時過ぎに気閘室の外に出て、直ちに歩いて宿舎に戻った。

宿舎に戻った際、体に違和感があり、肩の一部にチクチクするような弱い痛みを感じたものの、風呂に入ったところ痛みが消えたため、そのまま就寝した。

ところが、午前2時頃になって再び痛みが現れ、肩や股関節が痛んで寝られない状態となったため、高気圧室内作業主任者である職長の操作する再圧室で救急再圧を受けることとなった。

このときの被災者の症状は痛みだけであり、手指のしびれ等の他症状はなかった。被災者は、再圧室で、作業時の圧力まで加圧を受けたところ、痛みが消えたため、再圧室を一旦出たが、しばらくして再び痛みが生じた。

そのため、元請事業所の担当者が減圧症の専門医に連絡して対応の指導を受け、その指導に従って再度、職長の操作の下、加圧室内で救急再圧を受けたところ、自覚症状は完全に消えた。

その翌日（現場入場6日目）、被災者は、事業主の指示により現場近くの医療機関に行き、その医療機関の医師に今後の就労の可否について判断を求めたところ、「明日から作業可」との診断意見であったため、その日は作業室外で現場待機していた。

現場入場7日目、被災者は高気圧室内での作業（圧力0.26メガパスカル）に3時間半従事した後に気閘室で2時間半かけて減圧し、宿舎に帰ったが、その日は特に体調に異常はなかった。

翌日（現場入場8日目）も同様に高圧室内での作業（圧力0.26メガパスカル）に3時間半従事した後に気閘室での減圧を2時間半受け、気閘室から外に出た。

その1時間後、膝に痛みを感じだし、次第にその痛みが強くなったため、減圧症が再発したものと判断され、再圧室で再圧を受けることとなった。

被災者の痛みは、その日の高圧作業室内での作業時の圧力の3分の1程度まで加圧したところで消えたが、元請事業場の判断により、前回の救急再圧の際に指示を受けた専門医に連絡して、その医師の指示のもとに作業圧力程度まで加圧した状態で約半日間の再圧を受けた。

しかしながら、被災者は、再圧室から出ると、再び間もなくして膝に痛みを感じたため、再度、再圧室で約半日間の再圧を受けることになった。

2度目の再圧の後、被災者は、外に出てしばらくしてから再び膝に痛みを感じ出したことから、3度目の再圧を受けることとなり、併せて減圧症治療の専門医師のいる病院に搬送する手配が行われた。

3度目の再圧により被災者の症状は収まっていたが、病院に入院して減圧症治療の専門医師による治療を受けることで完治した。

